

住宅の耐震化のご案内

～地震から家族の生命を守るために～



丹波篠山市にマグニチュード7.0、震度6強以上の直下型地震がおきた場合、多数の家屋倒壊を想定しています。こうした地震災害に備え、生命を守るために住宅を補強しておくことが大切です。

丹波篠山市では、「簡易耐震診断推進事業」や「ひょうご住まいの耐震化促進事業」にて、住宅の耐震化を推進しています。

市民の皆さんには、補助制度も活用いただきながら、住宅の耐震化をされることをお勧めします。

※丹波篠山市内に分布する御所谷断層を震源として、マグニチュード7.0、震度6強の地震が発生した場合家屋被害（全壊425棟、半壊3,197棟）を想定しています。（「丹波篠山市地域防災計画」から）

簡易耐震診断推進事業

丹波篠山市では、住宅の耐震化を促進するため、耐震診断を希望する住宅へ耐震診断技術者を派遣し、耐震性の調査・診断を行います。

(1) 対象住宅 **昭和56年5月31日以前に着工した住宅**

(注) 次のいずれかに当てはまる場合は対象外です。

- ・過去に「丹波篠山市簡易耐震診断推進事業」で診断を受けた住宅
- ・ツーバイフォー工法、丸太組工法およびプレハブ工法の住宅
- ・住宅として使用されている延床面積が全体の1/2以下である住宅

(2) 診断費用 申込者が1割負担（ただし、**戸建て木造住宅については、申込者負担なし**）

(3) 申込み～診断の流れ（申込みから診断結果がでるまで約1ヵ月を要します。）

1. 〔申込者〕「簡易耐震診断申込書」を市に提出

①「耐震診断技術者名簿」から技術者を選定

○「耐震診断技術者名簿」は丹波篠山市地域計画課や市ホームページで確認できます。

②「建築時期のわかる書類」「対象建築物の写真」「位置図」を申込書に添付

○建築時期のわかる書類として、次のいずれかを添付してください。

- (1)権利書の写し (2)家屋の登記簿謄本の写し (3)建築確認通知書の写し
- (4)固定資産税課税明細書の写し（固定資産税納税通知書に同封）
- (5)固定資産課税台帳の写し（丹波篠山市役所1階 税務課 で交付※手数料300円）

2. 〔市〕申込み内容を確認し、「簡易耐震診断実施決定通知」を申込者に送付

3. 〔申込者〕耐震診断技術者と診断日時を調整

4. 〔申込者〕診断実施後、負担金を市に納入

5. 〔市〕負担金の納入確認後、「耐震診断報告書」を申込者に送付

■簡易耐震診断の結果のめやす

評点	評価
1.0以上	安全です
0.7以上から1.0未満	やや危険です
0.7未満	危険です

※1.0未満の場合は耐震改修を検討してください。

■申込み・問い合わせ 丹波篠山市まちづくり部地域計画課（丹波篠山市役所2階）

TEL 079-552-1118

ひょうご住まいの耐震化促進事業

1. 住宅耐震化補助

住宅耐震改修計画策定費補助

- (1) 対象となる方
丹波篠山市内に対象となる住宅を所有し、耐震改修工事を意図される方（個人、法人でも可）
- (2) 対象となる住宅
以下の条件をすべて満たす住宅で、共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅も含まれます。
 - ア 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
 - イ 違反建築物でないもの
 - ウ 耐震診断の結果、「危険」「やや危険」と診断されたもの
 - エ 一つ以上の居室・専用の炊事用流し台（台所）・専用のトイレ・専用の出入口があること
- (3) 対象となる費用
安全性を確保するための耐震改修計画の策定（補強設計及び工事見積書の作成）とそれに伴う耐震診断に要する費用
- (4) 補助額
戸建住宅 対象となる費用の2/3以内（限度額20万円）
共同住宅 対象となる費用の2/3以内（限度額12万円/戸）

住宅耐震改修工事費補助

- (1) 対象となる方
丹波篠山市内に対象となる住宅を所有し、所得が1,200万円（給与収入のみの場合は、給与収入が1,395万円）以下の丹波篠山市民の方（個人）
- (2) 対象となる住宅
住宅耐震改修計画策定費補助と同じ
- (3) 対象となる費用
 - ① 地震に対する安全性を確保するための、次の一般型工事(附帯工事を含む)に要する費用
 - ア 柱、はり、壁、筋かい及び基礎の補強
 - イ 屋根の軽量化
 - ウ 火打ち梁や構造用合板による床面の補強
 - ② ①に併せて実施する内装工事費
ただし、次に掲げるものは対象外
 - ア 家具工事（作り付け家具も含む。）
 - イ 照明器具、キッチン、ユニットバスの設置工事（ただし、撤去費は対象）
 - ウ 建具工事（ただし、耐力壁の設置に伴い必要となる工事は対象）
- (4) 補助額
戸建住宅 対象となる費用（50万円以上のものに限る）の4/5以内（限度額115万円）
共同住宅 対象となる費用の4/5以内（限度額45万円/戸）

2. 部分型耐震化補助

簡易耐震改修工事費補助

- (1) 対象となる方
住宅耐震改修工事費補助と同じ
- (2) 対象となる住宅
以下の条件をすべて満たす戸建住宅で、賃貸住宅及び店舗等併用住宅も含まれます。
 - ア 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
 - イ 違反建築物でないもの
 - ウ 耐震診断の結果、「危険」と診断されたもの
 - エ 一つ以上の居室・専用の炊事用流し台（台所）・専用のトイレ・専用の出入口があること
- (3) 対象となる費用
耐震性能を改善するための耐震改修計画の策定（補強設計及び工事見積書の作成）とそれに伴う耐震診断に要する費用及び耐震改修工事に要する費用（50万円以上のものに限る。）
※耐震性能の改善とは、改修後の耐震診断の結果が「安全」又は「やや危険」となるもの
- (4) 補助額 対象となる費用（50万円以上のものに限る）の4/5以内（限度額60万円）